

## D分科会 テーマ⑤ 私学をめぐる法律上の諸問題

講師：植村礼大氏

(俵法律事務所 弁護士)

運営委員：公江茂 / 白鳥仁

本分科会は、法人総務部門、経理・会計部門等の方々を中心に、現職年数が10年を超える経験、知識豊かな方から、本年度から経理部門に就かれた方など、42名(1班22名、2班20名)の参加により研修を行った。本テーマの講師として、俵法律事務所 弁護士植村礼大氏をお招きし、私学が直面している法律問題について、概要のみならず具体例を挙げて、分かりやすく解説していただいた。

### 1 労働契約法の改正について

平成24年8月10日付けで「労働契約法」が改正され、一部は交付日に施行された改正の趣旨は、有期労働契約の反復更新により生じる雇止めに対する労働者の不安を解消し、安心して働き続けることができるようにするため、有期労働契約の適正利用のルールを整備したものである。この改正は、雇用形態が多様化している私学にとっても重要事項であるため、3年連続で本分科会のテーマとして取り上げることとした。

労働契約法改正の内容は以下のとおりである。

<労働契約法改正の概要>

- ① 有期労働契約の期間の定めのない契約への転換(有期契約から無期契約へ)
- ② 雇止め法理の法定化
- ③ 期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止

これらの法的効果や対応策について詳細な説明をしていただいた。また、非常勤講師の任期法(大学の教員等の任期に関する法律)10年ルール適応や強化法15条の2の1号が非常勤講師に該当するかなど、各大学・短期大学共通の問題を取り上げていただき、興味深くお聞きすることができた。

### 2 その他最近の私学に関する法律問題について

教育機関におけるメンタルヘルスやハラスメント、学校教育法の一部改正についての説明があった。

#### (1) メンタルヘルスの問題

労災申請への対応、休職、休暇中の給与・賞与の扱い、規則の整備等

#### (2) ハラスメント問題

研究費が絡んだハラスメント問題、教員間のハラスメント申立等

ハラスメントには職の優位性を利用してのパワーハラスメントや教育機関特有のアカデミックハラスメントなどが存在するが、ハラスメントにより大学に勤務できなくなった事例や残業時間の増加により健康を害した事例もあるとのことであった。各大学・短期大学においてはこのような事態にならないように、再度人事管理等を点検する必要があると思われる。

### (3) 学校教育法の一部改正について

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（改正法）の公布（平成26年6月27日）と同施行規則（改正省令）が公布（同8月29日）され、平成27年4月1日に施行されることとなったことについて、「26文科高第441号通知」を基に詳細な解説をしていただいた。改正法・改正省令の趣旨としては、学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学を運営できるガバナンス体制を構築することが重要であり、このためには副学長の職務内容を改めるとともに、教授会の役割を明確にするというものである。

#### <改正法の概要（国立大学法人法除く）>

##### ① 副学長の職務

旧法下では「学長の職務を助ける」としていたが、改正法では学長の補佐権限を強化するために、副学長が「自らの権限で校務を処理できる」ことを可能とした。

##### ② 教授会の役割の明確化

これまで教授会は「重要事項を審議する」とされ、大学（教学部門）における最高意思決定機関として位置付けられていたが、改正後は、教育研究における審議機関であり、決定権者である学長に対して、意見を述べる関係であるとしている。

#### <改正省令の概要（国立大学法人法施行規則除く）>

##### ① 学生に対する懲戒の手續の策定

学長は、学生に対する退学、停学及び訓告の手續きを定めなければならない。

##### ② 学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業

これについて、「教授会の議を経て学長が定める」としている条項を削除した。

改正法・改正省令により、各大学、短期大学においては、早急に関連規程等の見直しが必要とされる。

ご講演後、質疑応答があり本分科会を終了した。

私学を取り巻く情勢や時代の変化及び高等教育への期待値の高まりとともに、「私学をめぐる法律問題」は複雑化、高度化しており、その重要性は益々高くなっている。

私学に関する法律問題は日常的に見聞きすることはあっても、理解することは非常に難しいものであるが、分かりやすく解説していただき、理解を深めることができたと思う。